

令和3年度第8回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和3年11月4日(木)

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

議案

議案第57号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第58号 農地の転用の許可の申請について

議案第59号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第60号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第61号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第62号 農用地利用集積計画について

議案第63号 農用地利用配分計画案について

議案第64号 非農地通知について

報告

報告第32号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第33号 現況証明願について

報告第34号 農地の転用のための届出の受理について

報告第35号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、4番 酒井 功二、7番 酒井 誠一  
10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、13番 加藤 健一  
15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、22番 杉浦 省二、24番 浅岡 治徳、28番 高木 政昭  
31番 市川 眞人、33番 新實 文夫、35番 阿部田 光春、37番 舩 憲明

4 欠席委員

(農業委員)

3番 木俣 壽人、5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄、8番 鈴木 要  
9番 近藤 健次、14番 内藤 六市、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一  
19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

21番 柴田 重三郎、23番 中根 浩司  
25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享、29番 中野 永太郎  
30番 八田 導英、32番 加藤 春雄、34番 早川 勝英、36番 三浦 弘正  
38番 山内 隆一

## 5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ  
主任主査 遠藤 研吾、主査 三矢 洋平 主事 栗生 大樹  
農務課 主査 豊田 明都

## 6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は3番の木俣 壽人委員始め20名、出席は農業委員10名、推進委員8名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは13番の加藤 健一委員と2番の河内 小枝子委員にお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第57号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って6件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：17番 調査日令和3年10月24日。今回の議案は、30年以上前に作った小屋について現況証明の申請をするにあたり、越境していた小屋の敷地と農地を交換分合することでお互いが合意したことによるものです。申請書の記載事項については真、当事者同士の同意はできており、申請地は自宅のすぐ裏であり譲受人が耕作することが確実と認められます。譲渡理由は適、譲受人に不耕作地は無く譲受後において農業生産は低下しないと認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

保田 委員：18番 調査日令和3年10月28日。この議案は譲渡人が兄で譲受人が弟となっています。譲受人は今日まで農業に従事され、高齢ではありますが労力にも余裕があり今後も十分に稲作が可能と認められます。調査事項に沿って調査を行いました但し問題はありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

大竹 委員：19番及び20番は関連していますので一緒に発表させていただきます。調査日令和3年10月29日。この議案は、8月の農業委員会総会で裁判所の農地の競売への参加のため買受資格の証明を受けた方が、その後の競売で落札し買い受ける権利を得たことで農地法第3条の許可申請がされたものです。譲受人は申請

地を取得して農業経営の規模を拡大したいということで、譲受人に不耕作地及び貸付地は無く営農計画も適切であると思います。譲受人は田植え機またはコンバイン等の農機具を保有していない状況でしたので、田植えや刈り取り作業をどのように行うか確認したところ、現在所有している水田では知人等の応援あるいは作業委託をされており、その他の管理作業は自分で行っているとのこと。今回取得する申請地についても同様な形を考えており、自らが耕作し用排水の管理は地域と協調して行っていくとのことで、地域農業との調和が図られ支障は無いと認識しています。耕作地までの距離は自宅から5km以内で効率的に耕作ができる状況であり、農業生産も低下することが無いと判断しています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：21番 調査日令和3年10月24日。この議案は父から長男に土地を贈与するという申請で、譲受人は32万7千㎡耕作をされており立派なオペレーターとして活躍をされており仕事の評判も良いようです。調査の結果問題は無く、調査員総合意見としては可といたします。

拙 委員：22番 調査日令和3年10月31日。この議案は空き家に付随した農地を取得する申請です。申請書の記載事項については真、当事者において同意はできており、譲受人が空き家に居住することが認められ、申請地は空き家に付随している農地と認められます。申請地が遊休農地もしくは今後遊休化することが見込まれ、譲受人が耕作することが確実でかつ3年以上耕作すると認められます。譲受人が取得後に下限面積以上耕作し、申請人の譲渡理由は適であり、不耕作地または貸し農地は無し。地域農業との調和が図られ支障が無く、効率的に耕作ができる状況で譲受人において農業生産が低下しません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：22番の譲受人の方は新規就農者でしょうか。

事務局：新規就農者です。

酒井（功） 委員：そうした方に定着していただけるよう、行政の側からも制度の利点の説明を広めるなどの取り組みをお願いしたいと思います。

会長：他に御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 58 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

成田 委員：申請番号 16 番 調査年月日は令和 3 年 10 月 30 日。本議案は、自身の所有している農地に自己用住宅を建築したいものになります。夫婦 2 人で生活している現在の住宅及び敷地が非常に大きく管理ができないため、敷地を売却して新たに申請地に自己用住宅を建築したいものになります。現況は田となっています。申請内容及び現地での調査により、周辺農地の農業上の利用に問題が無いことを確認しています。よって、調査員総合意見として可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

高木 委員：田の一部を埋め立てて住宅を建てる計画ですが、住宅への進入路は図面上のどこになりますか。

事務局：北側に隣接する既存宅地の一部を分筆した箇所が道路へ接続するための通路敷となっています。

会長：他に御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 59 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 5 件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

河内 委員：申請番号 76 番 調査年月日は令和 3 年 10 月 21 日。本議案は、両親が介

護を必要としている状態で、現在の居住地が遠隔地で介護に支障が生じているため、本家に近い申請地に娘が分家住宅を建築するものです。娘夫婦は市外に住んでおり遠隔地からの介護が大変なため、現在の住居を売却して近所に住み両親の面倒を見たいということで、両親も娘の介護を受けたいということです。調査日時点で既に住居は売却し一時的にアパートを借りて暮らしている状況でした。申請当事者の氏名は議案書記載のとおりで、転用の必要性、妥当性、確実性は適です。申請地の状況は畑で最寄りの集落からの距離は50m以内、申請地の貸借はありません。地域農業への影響は無く被害防除措置は適切と思います。用排水関係も適切です。その他注意事項として、農地を分筆して分家住宅を建築するため、畑として残る親御さんの土地は近隣の農家に迷惑をかけないように草刈り等の管理をお願いしたところ、当事者でしっかり管理をしていくと返事を頂いています。したがって調査員総合意見として可といたします。

申請番号 77 番 調査年月日は令和3年10月30日。本議案は、業務量の拡大に伴い工場兼倉庫が手狭で顧客の需要に迅速に対応できない状況のため、申請地を工場兼倉庫及び業務用車両駐車場として転用したいものになります。譲受人は自動車電装品の販売修理業を営んでおり、近年の自動車電装品の増加に伴い事業を順調に拡大し工場兼倉庫が手狭になっている状況です。駐車場も社用車、従業員用、修理待ちの車及び来客用の車両を合わせて最低15台分は必要なところ、駐車スペースが足りず危険な状況であると聞いています。今後の会社の安定的な発展のため、既存工場と駐車スペースを拡大し会社の業務拡大につなげたいと計画していたところ、隣地の所有者から内諾が得られたため許可を申請するものです。当事者の氏名は議案書記載のとおりで、転用の必要性、確実性、妥当性等は適であり、申請地の状況は畑で最寄りの集落からの距離は50m以内、申請地の貸借はありません。地域農業への影響は無く被害防除措置は適切と思います。用排水関係も適切です。その他注意事項もありませんので、調査員総合意見として可としたいと思います。

杉浦 委員：申請番号 78 番 調査年月日は令和3年10月24日。本議案は、譲受人が鉄工所を営んでおり資材置場にするもので、申請地は工場の裏側にあり陽当たりが無く農業は不可能に近い土地になります。この転用による地域農業への影響等は無いと思います。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見は可といたします。

新實 委員：申請番号 79 番 調査年月日は令和3年10月24日。本議案は、夫婦で住んでいる譲受人アパートが手狭になったため両親に相談したところ、実家には建築スペースが無く実家の本家に近い曾祖母の土地に分家住宅を建築するため申請がされました。なお曾祖母の方は現在103歳で、自分のことは自分でできる元気な方で譲受人の両親と同居をされています。最寄りの集落からの距離は50m以内。申請地の貸借は無し。地域農業への影響は無し。被害防除措置は適当。用排水関係も適。その他問題となる点は特にありません。よって、調査員総合意見は可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 60 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

河内 委員：申請番号 14 番 調査年月日は 10 月 26 日。この申請は農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、相続人が自作を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りをしたところ、申請地について、相続人は定年退職をした方で引き続き耕作を行っていることが確認できました。よって、調査員総合意見としては可とします。

市川 委員：申請番号 15 番 調査年月日は 10 月 24 日。この申請は農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、相続人が自ら耕作を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りをしたところ、申請地について相続人が耕作を行っていることが確認できました。よって、調査員総合意見としては可とします。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものといたします。次に議案第 61 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

成田 委員：申請番号 13 番 調査年月日令和 3 年 10 月 30 日。本議案は農業を営んでいた申請者が高齢と病気により農業の継続ができなくなったことによる申請です。本人に聞き取りを行い経営主として年間 200 日程度の農作業を行っていたことを確認しました。したがって農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見として可としたいと思います。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、証明するものといたします。次に議案第 62 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って 24 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

高木 委員：番号 23 番の更新 10 年の記載ですが、今まで借り受けていた方から別の方が変わっているのが新規にはならないのですか。

事務局：利用権が新たに設定される場合は新規、円滑化事業等から中間管理事業への切り替えの場合は更新、期間満了により中間管理事業から中間管理事業に引き続がれた場合は再設定という記載になります。

会長：他に御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に議案第 63 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って 4 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に議案第 64 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井(功) 委員：この非農地通知は本人に連絡をして本人が内容を確認した後に非農地にするという手続きでしょうか。

事務局：農業委員会として非農地である判断をして認定するものになりますので、土地所有者に対して確認等を行うものではありません。仮に土地所有者から耕作をされていて山林ではないという申し出があった場合は非農地通知の対象外にするといった処理をすることになります。

会長：他に御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、非農地と認定し通知するものいたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)



農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	4 件
現況証明願について	4 件
農地の転用のための届出の受理について	6 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	26 件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

加藤（健） 委員：利用権の解約についてですが、解約の手続きが終了した折には耕作者に解約が終了したという通知はありますでしょうか。

事務局：解約の手続完了時には申請者に受理通知書を交付しています。申請は正副 2 部の提出が必要で副本を受理通知書として 1 部交付することになりますが、地主とオペレーター両方の 2 名分必要な場合は副本を 2 部提出すれば 2 部交付することができます。

加藤（健） 委員：申請時に 3 部提出すればよいということでしょうか。

事務局：その通りです。2 部提出の場合は渡す通知書が 1 通になりますので、地主かオペレーターの方どちらかで保管していただくことになります。

加藤（健） 委員：地主が解約の書類を持って来る時に書類は 2 部である事が多いのですが、2 部提出の場合はオペレーター分の通知書は無いということですね。農地の管理のため解約通知書は欲しいのですが、何か方法はありますか。

事務局：地主が書類を持参した際に書類を 1 部コピーして渡すなどして 3 部提出してもらうよう依頼していただければと思います。

会長：他に御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：報告第 35 号 138 番に記載のその他の権利はどのような内容ですか。

事務局：138 番の権利は地役通行権です。所有権移転と賃借権以外の権利の設定はその他の権利と記載しています。

酒井（功） 委員：報告書の中に権利の内容を記載することは可能ですか。

事務局：特別な権利の場合は備考欄に補足説明として記載することを検討します。

会長：他に御質問はございませんか。

（なし）

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 23 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（13 番）

岡崎市農業委員会委員（2 番）